ニ　西部事務所袋井
支所　静岡県袋井
市高尾町五番地二
十二
ホ　東部事務所　静
岡県沼津市岡一色
八百十六番地の一
（削る）
ヘ　甲府事務所　山
梨県中巨摩郡昭和
町清水新居千三百
四十九番地六

（略）

ニ　西部事務所袋井
支所　静岡県袋井
市高尾町五番地二
十二
ホ　東部事務所　静
岡県沼津市岡一色
八百十六番地の一
ヘ　東部事務所富士
支所　静岡県富士
市瓜島町百九番地
三
ト　甲府事務所　山
梨県中巨摩郡昭和
町清水新居千三百
四十九番地六

（略）

○国土交通省告示第千百十号

航空保安無線施設に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年九月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区
二　航空保安無線施設の種類及び名称　花巻ＩＬＳ
三　航空保安無線施設の位置及び所在地　花巻空港内
四　変更した事項に係る供用開始期日　令和八年十月一日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後

ＩＬＳ													
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び装置	在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項			
										カテゴリー	グライドパス角度		
花巻国土交通大臣ＩＬＳ	国土交通大臣東京都千代田区	花巻空港内	ローカライザー	109.3	10	200°	ＩＨＰ	８時から19時30分まで	昭和58年３月１日	カテゴリーＩ	3.0°		
			グライドスロープ	332.004	2								
				331.996	0.2								
			ＤＭＥ	991	100								

変更前

ＩＬＳ													
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び装置	在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項			
										カテゴリー	グライドパス角度		
花巻国土交通大臣ＩＬＳ	国土交通大臣東京都千代田区	花巻空港内	ローカライザー	109.3	10	199°	ＩＨＰ	８時から19時30分まで	昭和58年３月１日（平成22年12月16日から供用再開）	カテゴリーＩ	3.0°		
			グライドスロープ	332.004	2								
				331.996	0.2								
			ＤＭＥ	991	100								